

令和5年度から耐震改修等の助成金において代理受領制度が利用できるようになります。

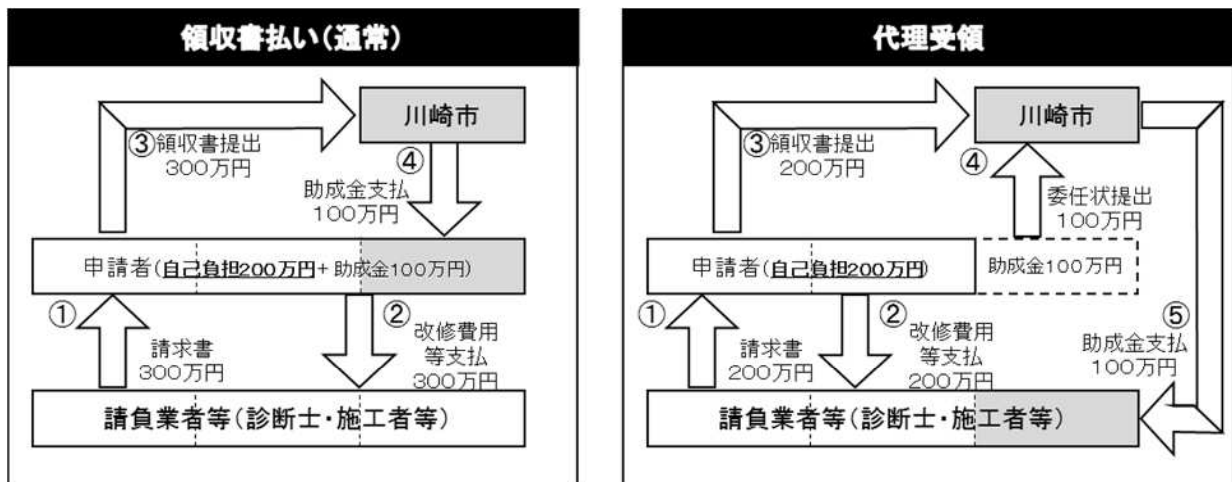
【代理受領制度とは】

申請者の委任を受けた請負業者等が補助金の受領を代理で行うことができる制度です。代理受領制度を利用する場合は、申請者は請負業者等に改修等費用と助成金の差額のみを支払うこととなります。

※本制度を利用するには、請負業者等(診断士又は施工者)との合意が必要です。利用を希望される場合は、契約する予定の方とよく話し合ってください。

○助成金の支払いまでの流れ

(例)耐震改修等に係る費用が300万円、助成金が100万円の場合



- ①請負業者等が申請者に請求(300万円)
- ②改修費用等の支払い(300万円)
- ③請負業者等からの領収書を市に提出
- ④領収書を確認の上、助成金を支払う(100万円)

- ①請負業者等が申請者に請求(200万円)
- ②改修費用等の支払い(200万円)
- ③請負業者等からの領収書を市に提出
- ④助成金の支払いに関する委任状を市に提出
- ⑤領収書及び委任状を確認の上、請負業者等に助成金を支払う(100万円)

【お知らせ】

- ・完了報告と同時に、診断士又は施工者が押印した委任状を提出してください。
- ・委任できるのは、診断士又は施工者のどちらかに限ります。
- ・助成金交付(変更)決定金額の一部のみの委任はできません。前金払い等で、改修等費用と助成金の差額以上が既に支払われている場合も利用できません。
- ・本制度の導入に伴い、令和5年度からは請求書払いは利用できなくなります。

【利用対象助成制度】

- ・木造住宅耐震改修助成制度 ・マンション耐震改修等事業助成制度
- ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等助成制度

【問合せ・申込先】

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3017 FAX 044-200-0984